



広がる認知症高齢者向け 自治体補償 — 個人賠償責任保険を考える —

豊田 真弓 Toyoda Mayumi

ファイナンシャルプランナー。個人相談、講演・研修講師、コラム寄稿などを行う。短大非常勤講師も務め、ライフワークとして子どもの金融教育にも携わる。趣味は講談。

認知症の高齢者が1人で出かけて列車にはねられ、遺族が鉄道会社から高額の損害賠償請求を受ける——。最高裁まで争われ注目を集めた裁判がありました。認知症高齢者が事故を起こしたときには、介護を担う子ども世帯にも賠償責任が及ぶ場合があります。そんな不安を軽減するために、保険会社は個人賠償責任保険の改定をし、一部の自治体では認知症の住民の賠償補償や被害者の補償を行うところも増えてきました。その概要を押さえておきましょう。

認知症高齢者による賠償事故のリスク

厚生労働省によると、2025年には認知症患者は約700万人に達し、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になると予想されています。家族に認知症患者がいることは決して珍しいことではない時代がそこまで来ています。

認知症の家族を持つ人にとって、徘徊^{はいかい}などで行方不明になる心配とともに、例えば次のような事故を起こすのではないかと不安は常に付きまといまいます。

- ・ 認知症の家族が店で商品を壊してしまった
- ・ 認知症の家族が水道の栓を止め忘れ下の階に漏水した
- ・ 認知症の家族が介護施設で暴れてスタッフや他の利用者にケガをさせた
- ・ 認知症の家族が火の不始末で火災を起こし延焼した

民法によれば、認知症等の「責任無能力者」が事故を起こしても賠償責任を負うことはなく、代わりに、法定監督義務者が賠償責任を負う可能性があるとされています(監督義務を怠った場合)。また、介護を担う人などが事故を予見できたのに回避しなかった場合、介護者が賠償責任を負うこともあります。できるだけ慣れ親しんだ自宅で介護を、と以为っていても、家族が背負う責任はかなり重いものがあります。

認知症高齢者の事故やトラブルで家族が賠償責任を問われる可能性があるとして強く意識されるようになったのは、2016年3月にJR東海・共和駅での認知症高齢者の事故に対する最高裁判決が出てからです。

概要を解説しておく、2007年12月、家族が目を離した際に要介護4の認知症患者の男性(当時91歳)が線路内に立ち入って電車にはねられて亡くなり、JR東海は、男性の妻(当時85歳、要介護1)と別居の長男に対し、事故による振替輸送費等の損害賠償約720万円を求める裁判を起こしました。

一審では長男の監督責任と妻の過失責任を認め2人に約720万円の賠償を命じたものの、二審では同居して主に介護を担っていた妻に監督責任があったと約360万円の賠償が命じられました。その後の最高裁判決では「監督義務者不在」と判断され、賠償請求は棄却されました。

ただし、認知症高齢者が起こした事故に対し

て家族に責任がないということではなく、あくまでも今回のケースにおいて「監督義務者不在」と判断されたに過ぎません。見方を変えれば、監督責任を問える客観的状況があれば、離れて暮らす息子や娘も責任を問われる可能性があるという「リスク」が明確になったかたちです。

また、判決では、法定監督義務者がいない状況で認知症患者が加害事故を起こした場合に、被害者は救済されないという問題が残ることも明らかになりました。

個人賠償責任保険とは？

個人賠償責任保険は、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法的な賠償請求を受けたときに、賠償金や弁護士費用などを補償してくれる保険です。飼犬が人に噛みついてケガをさせた、自転車で人にぶつかってケガをさせたなど、さまざまなケースで補償されます。保険期間1年、1億円の補償を付けても保険料は年間数千円程度ですみます。

個人賠償責任保険は、単品ではほとんど販売されておらず、特約として損害保険や共済等に付いています。付いている可能性があるものは次のような保険です。

〈個人賠償責任保険特約が付けられる商品〉

- ・自動車保険、自転車保険
- ・火災保険、賃借人向け火災保険、マンション管理組合で加入している共有部分の火災保険
- ・傷害保険(学生の団体保険含む)
- ・ゴルファー保険、一部の共済商品
- ・クレジットカードの任意加入サービス(有料)

個人賠償責任保険の被保険者は、通常、「生計をともにする同居の親族」が含まれています。そのため、世帯主が契約していれば、子どもが起こした事故も補償されます。また、「生計をともにする別居の未婚(婚姻歴がない)の子」も含まれるため、親から仕送りを受けて通学している学生も補償の対象です。

なお、前述の最高裁判決を受け、一部の保険会社では約款改定を行い、個人賠償責任保険の補償を見直したところもありました。

その1つが個人賠償責任保険の被保険者の範囲の拡大です。一部の保険会社では、事故を起こした被保険者が重度の認知症などで「責任無能力者」であった場合、法定監督義務者や監督義務者に準ずる人(代理監督義務者)も被保険者になるように変更されました(表1)。それにより、「別居の親族」や「別居の既婚の子」であっても補償対象に含まれる商品もあります。また、

表1 被保険者の範囲の広がり

従来型の被保険者	最高裁判決により改定された保険の被保険者
① 記名被保険者(本人)	① 記名被保険者(本人)
② 配偶者	② 配偶者
③ 本人またはその配偶者の同居の親族	③ 本人またはその配偶者の同居の親族
④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子	④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
	⑤ 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する人(本人の親族に限る)。ただし、本人に関する事故に限る。
	⑥ ②～④のいずれかが責任無能力者の場合、親権者その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する人(その責任無能力者の親族に限る)。ただし、責任無能力者に関する事故に限る。

*親族＝6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族(例：従姉の孫が6親等、義理の甥姪が姻族の3親等)

*玄関は共用でも台所などの生活用設備も共用していない、同じ敷地内でも別家屋に居住している場合などは「同居」として扱わない。

従来より示談交渉サービスがついている商品もあります。

個人賠償責任保険が適用されない条件は？

個人賠償責任保険で保険金が支払われない例も知っておきましょう。

まず、故意による損害や、地震・噴火・津波に起因する損害賠償責任は補償の対象にはなりません。同居の親族の物を壊したり、ケガをさせた場合も補償されないほか、自分の物や自分が管理している物(預かったり借りた物)を壊しても補償の対象ではありません。

職務に起因する事故なども補償外ですし、車の使用、管理に起因する損害賠償も対象外(自動車保険の対象)です。

〈保険金が支払われない例〉

- ・ 契約者、被保険者の故意による損害賠償責任
- ・ 地震・噴火またはこれらによる津波に起因する損害賠償責任
- ・ 被保険者と同居の親族に対する損害賠償責任
- ・ 被保険者が所有、使用、管理する財物の正当な権利を有する者に対する損害賠償責任
- ・ 被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任
- ・ 航空機・船舶・車両の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 など

(日本損保協会「そんぼ相談ガイド」)

また、そもそも従来の個人賠償責任保険は人的・物的損害を伴わずに発生した損害賠償は補償対象外でした。しかし、保険会社によっては、踏切などへの立ち入りだけで非接触で電車を止めた際の損害も補償するよう、商品が改定されたものもあります。

一部の商品では、「日常生活に起因する偶発の事故により、他人の財物の損壊を伴わない電車等の運行不能について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任」が補償に加わり、駅のホームから誤って線路内に転落して電車を運休・遅延させたケースや、認知症の家族が道に迷って線路内に立ち入り電車を運休・遅延させ

たケースでも補償されるようになりました。

自治体による認知症高齢者の賠償補償等

認知症高齢者の事故やトラブルで家族が賠償責任を問われる、あるいは、法定監督義務者がいない状態で認知症患者が事故を起こした場合に被害者が救済されない可能性もあるなか、認知症でも安心して暮らせる街づくりのため、民間の補償を導入する自治体が広がっています。個人的にインターネット等で調べた2019年5月時点ではまだ10自治体程度でしたが、報道によると同年11月時点で39自治体まで増えています。

自治体が提供している補償内容は個々に異なりますが、大きく次の2つに分けられます。

1. 個人賠償責任補償のみ
(愛知県豊田市、東京都中野区ほか)
2. 傷害保険に個人賠償責任補償や見舞費用補償などがついたもの

契約も、**契約者=自治体、被保険者=認知症の住民**というかたちになっており、事前に登録された認知症の住民が被保険者となります。該当する事故が起きると、保険会社から被保険者や被害者に保険金が支払われます。自治体が保険料を負担し、被保険者の負担はないか、あっても年数百円程度です。

愛知県豊田市、東京都中野区をはじめ個人賠償責任補償のみの自治体も多い一方で、本人の傷害補償や被害者への見舞費用補償が付いた保険を提供している自治体もあります。現在は、自治体を対象に単体で個人賠償責任保険を扱う保険会社があることから、単体加入が増える傾向もみられます。なお、提供される個人賠償責任補償は1億～5億円と幅があります。

ここでは2つのケースを取り上げます。

〈神奈川県大和市〉

大和市は3つの私鉄が乗り入れ、踏切も多い

表2 はいかい高齢者個人賠償責任保険(大和市)

傷害補償(本人)	死亡・後遺障害 最高50万円
賠償責任補償	最高3億円(示談代行サービス付き)
見舞費用補償	死亡15万円(賠償責任の有無を問わない)

(大和市のサイトより筆者作成)

ことから、2017年11月に全国に先駆けて補償が導入されました。認知症などで徘徊するおそれのある人の早期発見、保護を目的とした情報登録制度「はいかい高齢者等SOSネットワーク」に登録されている人を被保険者とし、市が契約者となり、「はいかい高齢者個人賠償責任保険(表2)」に加入します。

〈兵庫県神戸市〉

神戸市では、「認知症の人にやさしいまちづくり条例」に基づき、認知症診断助成と認知症事故救済制度を組み合わせて実施しています。その財源を市民税に上乗せ(400円)して賄っており、「神戸モデル」と呼ばれています。65歳以上の市民は無料で2段階方式の認知症診断が受診でき、認知症と診断されると、市がその人を被保険者として保険に加入します。

認知症事故救済制度は2019年4月に開始された補償で、認知症と診断された市民本人の補償と賠償責任を負った場合の補償、被害にあった市民への見舞費用補償の組み合わせとなっています(表3)。被害者市民への見舞費用補償が手厚いのが特徴で、事故発生後、被害者に見舞金を先行して支払い、賠償責任が認められれば賠償補償を支給(見舞金分は控除)するかたちになっています。

神戸市のように認知症高齢者本人にも被害者にも手厚い補償が理想ですが、財源の手当てができないと難しいことかもしれません。国による補償を求める声も少なくありません。

個人賠償責任保険の注意点は？

個人賠償責任保険は、常に一家で1本しか

表3 認知症事故救済制度(神戸市)

傷害補償(本人)	死亡・後遺障害 最高100万円
賠償責任補償	最高2億円(自動車事故などは対象外)
見舞費用補償	(市民)死亡・後遺障害 最高3000万円、入院 最高10万円、通院 最高5万円、財物損壊 最高10万円、休業損害 最高5万円、類焼被害者見舞費用 30万円/世帯(1事故1000万円まで。事故を起こした市民に支給)(市民以外)最高10万円

(神戸市のサイトより筆者作成)

りカバーしておきたい補償です。特に、同居・別居を問わず家族に認知症高齢者がいる場合は、高齢世帯も介護を担う側の世帯も、個人賠償責任保険がカバーされているかどうかを確認しておきたいものです。例えば自動車保険の特約で個人賠償責任保険をカバーしていたケースでは、高齢世帯では自家用車などを手放して無保険となっている例もあるので、確認が必要です。

住んでいる自治体に認知症高齢者向けの補償サービスなどが導入されていれば利用したいところですが、通常、「認知症」で「徘徊の可能性ある」高齢者が対象です。条件に該当しないと補償されない点も頭に置きましょう。その場合はやはり個人で加入する必要があります。

また、個人賠償責任保険に「入っている」だけで安心せず、補償の中身も確認しておきましょう。損保は途中で特約だけ付け替えることができないため、前述のように最高裁判決による改定前の個人賠償責任保険だと補償が限られます。改定後の補償になっているか、あるいは示談交渉サービスの有無なども確認しておきましょう。内容が不明なときは、保険代理店などに確認しておくとう安心です。

保険料が高くない特約のため、世帯によっては複数加入している場合もありますが、重複して入っても無駄になります。補償額が高く、示談交渉サービスがあるものを残すようにするといいでしょう。